外国人起業家・海外スタートアップ企業等の神戸進出・定着サポート業務委託 仕様書

1. 事業目的

本事業は、外国人起業家・海外スタートアップ企業等の日本法人設立を目指す起業家・経営者等 (以下、外国人起業家等)を対象として、市内定着を目的としたビジネスマッチング、人材獲得・ 資金調達・行政支援策紹介などの個社支援、及び外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団 の受け入れを実施するものとする。

2. 事業背景

神戸市では、海外からの外国人起業家等の誘致に取り組んでいる。ひょうご神戸地域は、令和2年(2020年)7月に内閣府「グローバル拠点都市」として選定されており、世界に伍する、多様性のあるスタートアップ・エコシステムの実現に向けて、外国人起業家等の受入環境を整備してきた。令和5年度からは兵庫県が内閣府国家戦略特区「外国人創業活動促進事業」の規制緩和の活用を開始し、神戸市内で創業する外国人へも支援制度拡充が図られている。また、地政学的な状況や為替の影響で日本市場へ進出意欲のある外国人の入国が増加している。そのような中、外国人起業家等が神戸市に進出、もしくは、市内で創業・事業継続ができるようビジネスマッチング支援など、市内定着に向けた支援策の整備・拡充が求められている。

3. 事業名

- (1) 委託事業名:外国人起業家・海外スタートアップ企業等の神戸進出・定着サポート業務
- (2) 外部向け名称: Kobe Global Startup Support

4. 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

5. 本事業の主な対象者

- (1) 誘致・支援対象
 - ・神戸市内で法人設立した、または法人設立を目指す外国人起業家等
 - ・外国人起業家等の誘致やエコシステム連携を目的とした海外訪問団等
- (2) 対象分野

対象分野は原則として、以下のいずれかに該当するものとする。

- ・ 高度技術を活用した事業 (IT, 健康, 医療・福祉, 環境, 物流等)
- ・既存産業の高付加価値化やイノベーションを誘発する事業
- ・SDGs など社会課題解決に資する事業

6. 事業内容

本業務は(1) 外国人起業家等の市内進出・定着支援(個社支援)、(2) 外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団の受け入れ、(3) 海外スタートアップ支援機関と連携したイベントの開催、(4)情報発信から成る。

(1) 外国人起業家等の市内進出・定着支援(個社支援)

ア.業務内容

本業務は、下記①~④の支援業務を行う。原則としてマッチング回数や紹介件数は把握することとし、マッチング後や紹介後の契約成立についても事後フォローを通じ状況把握、および日本法人設立については、その後の定着支援に努めることとする。

① ビジネスマッチング

外国人起業家等の協業先や市場調査などを目的とした外部団体・企業等への紹介・面談設定等の支援。特に、ひょうご神戸を中心とする京阪神企業の紹介に注力し、それら企業のビジネス課題解決に資するビジネスマッチングとすること。

ビジネスマッチングにおいては、ニーズヒヤリング、マッチング先探索、面談の日程調整、 初回面談同席、フォローアップを業務内容と想定する。

② 人材獲得支援

人材獲得に関する助言や専門家の紹介、人材紹介を行う外部団体等の紹介。

③ 資金調達支援

資金調達に関する助言や専門家の紹介、投資家・金融機関等の外部団体等の紹介。

④ 行政支援策紹介

国・兵庫県・神戸市等の行政支援策の紹介や行政機関等の紹介。

イ. 市内等の企業・経済団体等との連携

ビジネスマッチング等に必要な市内等の企業・経済団体等との連携を強化すること。

ウ. 事後フォロー

上記支援を行った外国人起業家等については事後フォローを行い、状況把握、関係性の維持と継続的支援に取り組むこと。特に、市内への進出が決まった外国人起業家等については、ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムへの参加を促す、協業可能性のある企業とのビジネスマッチングなど定着までの継続支援を行うこと。

エ. 本市関連事業との連携

本委託事業とは別途、神戸市が外国人起業家等の支援を目的として実施予定の各事業との円滑な連携を図ること。主な事業は以下のとおり。

・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)神戸オフィスと連携したスタートアップビザを含む 外国人起業家創業支援

(銀行口座開設、オフィス紹介、生活基盤整備に必要な情報提供などの支援及び士業・専門 家による相談サービスの提供(法人登記、社会保険、会計、税務等初回相談)を実施予定)

神戸市経済観光局新産業課で運営する広報

(ひょうご神戸スタートアップ・エコシステムの発信を目的として運営する SNS (LinkedIn、Facebook) や外国企業・外国人起業家向けの企業誘致ホームページ (Invest In Kobe) 等)

才. 年間目標想定数

・日本法人設立もしくは国内企業との協業 (NDA 締結、PoC 実施) 件数:年間5件

(2) 外国人起業家等の誘致やエコシステム連携を目的とした海外訪問団の受け入れ

ア. 海外訪問団の受け入れ

海外機関や在日大使館等と連携した海外訪問団の受け入れなどを通じた外国人起業家等へのひょうご神戸スタートアップ・エコシステムへの誘致を行う。海外訪問団受け入れにあたっては、訪問先や面談先の調整・同行及び必要な場合の通訳支援を行う。

イ. 海外訪問団受け入れに関するイベント運営

海外訪問団受け入れに際し、海外機関や大使館等と連携したイベント運営を行う。イベント 運営にあたっては、本委託業務の中で、企画運営、会場手配、イベント告知・参加企業・参 加者募集・通訳手配・必要に応じた講師謝金の支払いなどを行う。音響・配信・通訳業務な ど当日運営に関する業務は再委託可とする。イベントは神戸市内でのリアル開催を想定する が、一部、東京や大阪等の他都市で行われるスタートアップ関連イベントと連携開催する場 合は、その限りではない。

ウ. 個別支援

海外訪問団が、日本法人設立に関心のある海外起業家等を伴う場合には、必要に応じて外国人起業家等と市内企業・団体等のマッチング等の個別支援を行う。なお、(1)アに定める①~④のいずれかの支援を行った結果、(1)オに該当する成果が得られた場合は、(1)の個社支援件数として計上できるものとする。

工. 年間目標想定数

海外訪問団受け入れに伴うイベントの運営:年間10件程度(うち1件は首都圏、1件は神戸市外関西圏での開催を想定)

(3) 海外スタートアップ支援機関と連携したイベントの開催

ア. 海外スタートアップ支援機関の発掘

エコシステム連携を目的とし、国内で開催されるスタートアップ関連イベント (特に神戸市が参加するイベント) への参加や、既存のネットワークを活用して、神戸市スタートアップ エコシステムと連携が見込める新たな海外スタートアップ支援機関を調査・発掘する。

イ. オンラインでの連携イベントの企画運営

上記(3)アにて発掘した海外スタートアップ支援機関やその他継続的な連携が期待できる機関等を対象に、具体的な連携を深めるため神戸市のスタートアップエコシステム紹介を目的としたオンラインでの連携イベントの企画運営を実施する。

ウ. 年間目標想定数

支援機関とのオンラインイベント:年間1件/参加者30人以上

(4) 情報発信

ア. 業務内容

神戸市がひょうご神戸スタートアップ・エコシステムの発信を目的として運営する SNS (LinkedIn、Facebook) や外国企業・外国人起業家向けの企業誘致ホームページ (Invest In Kobe) 等の広報媒体を活用し、外国人起業家等の誘致を目的とした情報発信を行う。具体的には、本事業において開催したイベントの報告や、支援対象企業の紹介、神戸市の外国人起業家等に向けた助成金やサポート体制等の紹介について、掲載記事原稿の作成(英語)および写真の提供を行う。

イ. 年間目標想定数

記事作成:年間12本程度

7. 業務報告について

(1) 神戸市との定例会

神戸市との定例会を毎月開催し、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(2)業務報告書について

以下の書類を電子データかつ日本語で神戸市に提出すること。

- ア. 業務計画書(業務工程表、業務実施体制図を含む)(契約締結後、3週間を目途に提出)
- イ. 月次報告書(毎月10日までに提出)

下記項目を含むものとする。

- ①支援対象者・法人情報(各社の国籍、事業領域や状況)
- ②支援件数
- ③イベントの内容・実施数・参加者数および、参加者のフィードバック
- ④海外機関との連携数・状況
- ウ. 業務完了報告書(令和7年3月末日提出)

下記項目を含むものとする

- ① 業務完了届
- ② 業務報告書(月次報告書の記載項目に準じる)
- ③ 収支報告書
- ④ その他、業務によって得られた資料一式

工. 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務報告書を検収する。神戸市から、受託者に対し修正 等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

才. 納品場所

神戸市経済観光局新産業創造課

8. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能なサポートチーム体制を整備し、熱意・経験・実績・傾聴力・ネットワーク構築力などを備え、適切かつ着実に業務を履行すること。直接的に外国人起業家等の支援にあたる業務従事者は、ビジネスレベル以上の英語対応が可能な人材とすること。なお、本業務の円滑な実施を図るために、総括責任者を定めるものとする。

また、必要に応じて、外部専門家・支援者の知見を活用した支援を実施すること(謝金等の支払い可)。事業実施体制および本事業を効果的に推進するために活用可能な外部ネットワークに

ついて提案に盛り込むこと。

(2) 再委託について

原則として、6.(2)イにて定められた業務を除き、本業務の全部または一部を第三者に再委託 してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

(7) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、 若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(8) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。